

苫小牧市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、北海道と共同して行う苫小牧U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金（以下「移住支援金」という。）の交付に関し、北海道U I J ターン新規就業支援事業実施要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額で、かつ、本市及び北海道の予算の範囲内の額とする。

- (1) 単身の場合 60万円
- (2) 2人以上の世帯（以下「世帯」という。）の場合 100万円（18歳未満の世帯員を帯同した場合は、18歳未満の者1人につき30万円を加算）

(対象者要件)

第3条 移住支援金は、次の第1号の要件を満たし、かつ第2号から第5号までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住または東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）または小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。

以下同じ。）をしていたこと。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

- (イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていた

こと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 平成31年4月1日以降に、苫小牧市に転入したこと。
- (イ) 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- (ウ) 苫小牧市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) 市税を滞納していないこと。
- (エ) その他北海道知事又は市長が移住支援金の交付対象者として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 就業先について、移住支援事業を実施する北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (イ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて上記(ア)のマッチングサイトに掲載された法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- (エ) 上記求人への応募日が、上記(ア)のマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (オ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者は、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

- (イ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (ウ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (エ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) 起業に関する要件
- 1年以内に北海道が実施する地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付の決定を受けていること。
- (4) テレワークに関する要件
- 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - イ 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (5) 関係人口に関する要件
- 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- ア 対象範囲（いずれかに該当するもの）
 - (ア) 苫小牧市オーダーメイド移住ガイド利用日を起算日とし、1年以上経過してから転入。
 - (イ) 苫小牧市に在住歴がある又は市内の高校、高等教育機関を卒業。
 - (ウ) 直近5年のうち、3回以上本市へふるさと納税を通じた寄附を行った。ただし、1年（1月1日から12月31日）で複数回寄附した場合には1回とみなす。
 - (エ) 本人または世帯員が氷都とまこまい体感プログラムに参加。
 - イ 転入時の年齢が50歳未満、又は16歳未満の子がいる世帯
 - ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて市内の事業所へ就業（転勤、公務員を除く）
- (6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）
- 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
 - イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
 - ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に苫小牧市に転入したこと。
 - エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
 - オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(予備登録申請)

第4条 移住支援金の申請を予定している者は、北海道が定めるU I Jターン新規就業支援事業実施要領で示す対象法人に就職する場合又は専門人材の場合は、就業後1か月以内に、起業及びテレワーク移住をする場合は、転入後1か月以内に、第3条に規定する対象者要件を満たすことが見込まれることを確認し、移住支援金交付予備登録申請書(様式1)を市長に提出するものとする。

2 前項に規定する申請を行った者は、第3条に規定する対象者要件を満たしたときは、速やかに次条に規定する申請を行うものとする。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、苫小牧市へ転入後3か月以上経過し、かつ移住支援金対象法人に連続して3か月以上在職した後、移住支援金交付申請書(様式2)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 移住支援金の交付申請に関する誓約事項(様式2別紙1)
- (2) 個人情報の取扱いについて(様式2別紙2)
- (3) 就業証明書(様式3)
- (4) 本人確認書類
- (5) 対象者要件を満たすことを証する書類

(交付決定及び額の確定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、交付決定及び移住支援金額を確定し、速やかにU I Jターン新規就業支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書(様式4。以下「交付決定通知書」という。)により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認めたとき、又は予算上の理由等により当該年度における交付が不可であるときも、当該申請者に通知するものとする。

(交付金の請求)

第7条 前条の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、移住支援金請求書(様式4の2。以下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。

(移住支援金の交付)

第8条 市長は、交付決定者に対して、請求書の提出から3か月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第9条 交付決定者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願(以下「再交付願」という。)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第10条 市長は、前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかにUIJターン新規就業支援事業に係る移住支援金交付決定通知書(再交付)(様式5)を当該申請者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第11条 市は、移住支援金の交付が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要に応じて、申請者及び支援金対象企業に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第12条 市長は、交付決定者が第1号から第4号までのいずれかに該当するときは移住支援金の全額の返還を、交付決定者が第5号に該当するときは移住支援金の半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして北海道及び市が認めたときはこの限りではない。

- (1) 虚偽の申請等をしたとき。
- (2) 移住支援金の申請日から3年未満に苫小牧市から転出したとき。
- (3) 第3条第2号に係る就業において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の交付要件を満たす職を辞したとき。
- (4) 第3条第3号の交付決定を取り消されたとき。
- (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に苫小牧市から転出したとき。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市が北海道と協議して定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年8月5日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年4月9日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第3条の規定は、この要綱の施行日以後に移住等をする申請者について適用し、同日前に移住等をした申請者については、なお従前の例による。

- 4 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第2条の規定は、この要綱の施行日以後に移住等をする申請者について適用し、同日前に移住等をした申請者については、なお従前の例による。

5 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第3条の規定は、この要綱の施行日以後に移住等をする申請者について適用し、同日前に移住等をした申請者については、なお従前の例による。

6 この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

第3条の規定は、この要綱の施行日以後に移住等をする申請者について適用し、同日前に移住等をした申請者については、なお従前の例による。